

第19回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和7年2月7日（金） 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 11名

1 番 妹 尾 伸 二

2 番 嵯 峨 弘 巳

3 番 押 切 秀 志

4 番 新 井 功 仁 恵

6 番 阿 部 栄 子

7 番 篠 原 弘

8 番 齋 藤 晃 佳

10 番 宮 崎 義 幸

11 番 工 藤 均

12 番 百 々 栄 二

13 番 白 川 英 之

4 出席職員 3名

事務局長 酒 井 美 和 子

農政係長 埴 見 堅

農地係 前 田 一 成

5 議 事

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 報告第 1 号 | 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について |
| 日程第 7 | 議案第 1 号 | 土地の現況証明願いについて |
| 日程第 8 | 議案第 2 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第 9 | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 10 | 議案第 4 号 | 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 11 | 議案第 5 号 | 農用地利用集積計画作成要請について |
| 日程第 12 | 議案第 6 号 | 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について |
| 日程第 13 | 議案第 7 号 | 令和 7 年度浜中町農業委員会事業計画の策定について |
| 日程第 14 | 議案第 8 号 | 浜中町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について |
| 日程第 15 | | 次回総会日程（予定）について |

事務局長

第19回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、ご報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員１２名のところ１１名の出席であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第８条の規定により、本日の総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長よりご挨拶をいただきます。

議長

おはようございます。

年が明け本来1月に行う予定の総会ですが、今日に延期されたことにつきまして
お詫び申し上げます。

コロナ感染やインフルエンザの流行等により体調を崩されないように注意していただくことをお願いしたいと思います。

先月は、年金協議会の研修会等に参加くださりましてありがとうございます。これからの農業委員会業務の一つとして、よろしくお願ひしたいと思います。

今年から始まる、農業委員会の動きとしては、地域計画が4月に策定され取り組みがスタートします、これに伴う色々な案件が出てくると思いますが、皆様方にその対応について、よろしくお願いしたいと思います。

本日の総会は、報告が1件、議案を8件提案させていただいております。慎重審議をお願いし開会の挨拶とさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、12番百々委員、1番妹尾委員を指名いたします。

つづきまして

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日 1 日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局長

前回総会から本総会までの間の、会務についてご報告申し上げます。

1月15日、〇〇 〇氏所有地の「農地利用協議」を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
で開催し、地元農業者3名、農協担当者1名、妹尾委員、事務局2名が出席してお

ります。

〇〇さんは令和2年に離農し、当時の農地評価、農地利用協議を経て、〇〇〇〇氏、〇〇 〇氏、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が賃貸借しておりますが、本年4月をもって期間満了となることから、関係者を参集し協議を行ったところ、現在の利用者が買い取ることで調整が整いました。

今後の予定としましては、3月の総会で賃貸借解除及び利用集積計画書の売買を提案したいと思っております。

1月16日、「土地の現況証明願いに係る現地調査」を〇〇〇地区で実施し、嵯峨委員、新井委員、宮崎委員、事務局2名で調査を行っております。

対象地は、〇 〇〇氏所有地でございますが、土地の売買にあたり対象地の登記地目が農地であるため、売買の前に地目変更登記が必要となることから、この度願い出があったものです。

詳細につきましては議案第1号で説明しますので、ご審議をお願いいたします。

1月23日、「令和7年度農地中間管理事業実施計画市町村協議」が釧路市で実施され、私と前田主事が参加しております。

令和7年度予定の農地中間管理事業及び農地保有合理化事業について、北海道農業公社釧路支所の担当者と協議を行ったところです。

1月27日、「浜中地区国営農地再編整備事業推進期成会定期総会」が茶内支所で開催され、白川会長と前田主事が出席しております。

2月3日、「令和6年度市町村農業者年金協議会代議員等研修会」が釧路町で開催され、白川会長ほか委員10名、事務局1名が参加しております。

北海道農業会議の職員より、農業者年金制度の内容について説明が行われております。

2月3日、「令和7年第1回浜中町議会臨時会」が役場本庁で開催され、私が出席しております。

2月5日、「第6回農政部会」を開催し、農政部会委員4名と白川会長、嵯峨職務代理、事務局3名が出席しております。

広報はまなか3月号の掲載記事と本日の総会に提案しております、令和7年度の事業計画及び最適化の推進に関する指針について協議を行っております。

以上、会務報告の説明を終わります。

- 議 長

事務局より報告が終わりました。
ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。
- 各 委 員

(なしの声)
- 議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長 報告第1号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされております。

本案につきましては、利用権設定等促進事業によるあっせんの申出に伴う1件の調整報告でございます。

整理番号1は、札幌市豊平区豊平〇条〇〇－〇－〇－〇〇〇号、〇〇〇氏より令和〇年〇月〇日付けで、所有権移転に係るあっせんの申出があったものでございますが、〇〇〇〇氏、〇〇〇氏、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が現在農地を賃貸借しております。以前より期限が到来したときは、農地を買い取ってもらうことで合意していたことから、この度所有権の移転を行うことになりました。

土地の金額につきましては、令和〇年に〇〇さんが離農した当時の農地部会の評価により、合計で〇〇, 〇〇万〇, 〇〇〇円となっておりますので、1月15日開催の農地利用協議において経過を説明し、関係者からの了承を得ることができました。

土地の詳細につきましては、議案書2ページから3ページ及び議案関係資料1ページから5ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上、調整委員の報告に基づきご報告申し上げますので、よろしくご承認くださるようお願いいたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから報告第1号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、報告第1号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、報告第 1 号は、原案のとおり承認されました。 日程第 7 議案第 1 号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事 務 局 長	議案第 1 号 土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。 北海道農地法関係事務処理要領第 9 の 4 の (4) の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員 3 名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。 本案は、1 件の現況証明願でございますが、浜農委 6－8 号の願い出人は、渡散布〇〇〇番地〇、〇〇〇氏、願い出地は渡散布〇〇番、面積〇〇〇．〇〇㎡で、登記地目変更後に売買を目的とした現況地目の確認でございます。 現地調査につきましては、嵯峨委員、新井委員、宮崎委員、事務局 2 名により 1 月 1 6 日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるのご判断をいただいております。 以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。
前 田 主 事	(詳細説明するも省略)
議 長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。 調査委員の方々、何かありませんか。
各 委 員	(なしの声)
議 長	特にないようなので、これから議案第 1 号の質疑を行います。 浜農委 6－8 について、質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、浜農委 6－8 を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、浜農委6－8は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。

また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、3件の届出でございますが、整理番号1は、茶内西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内西〇線〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇. 〇〇㎡、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇〇日までとなっており、平成〇〇年〇月〇日より法定更新を行っていましたが、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

整理番号2は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏が、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内西〇線〇〇番、ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇. 〇〇㎡、契約期間は令和〇年〇月〇〇日から令和〇年〇月〇〇日までとなっており、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

整理番号3は、茶内東〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内東〇線〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇. 〇〇㎡、契約期間は平成〇〇年〇月〇〇日から令和〇年〇月〇〇日までとなっており、令和〇年〇月〇日より法定更新を行っていましたが、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げますが、詳細につきましては、農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長

(詳細説明するも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第 1 号の質疑を行います。
整理番号 1 について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号 2 の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号 3 の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第 2 号を採決いたします。お諮りします。
整理番号 1 は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号 1 は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号 2 を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号 2 は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号 3 を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号 3 は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第 3 条第 1 項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、売買による権利の移転 2 件の許可申請でございますが、整理番号 1 は、茶内橋北東〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地、対象地は茶内西〇線〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇, 〇〇〇. 〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に売買による権利の移転、整理番号 2 は、茶内東〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇氏所有地、対象地は〇〇〇〇線〇〇番、〇筆、面積〇万〇, 〇〇〇. 〇〇㎡で、この土地を茶内東〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に売買による権利の移転でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細については前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

前 田 主 事

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当委員より補足説明を受けます。

まず、整理番号 1 について、1 番妹尾委員、お願いします。

妹 尾 委 員

整理番号 1 番の補足説明をさせていただきたいと思います。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は、以前より〇〇氏より借地として借りていた農地をこの度、買い取るということです。場所は、少し離れていますが、コントラを利用して草地等管理を行っているので、何ら問題ないかと思います。

議長

ありがとうございました。
次に、整理番号2について、2番嵯峨委員、お願いします。

嵯峨委員

整理番号2の補足説明をいたします。
〇〇さんは、新規就農されてから精力的に農業活動をされておりまして、当該農地も隣接します〇〇さんの農地と共に賃貸借もして、一体の農地として利用されておりますので、購入しましても今後も有効的に利用されるものと思いますので、許可することには、問題ないと思います。なお、この農地のはみ出した部分がありますけれども、今回この部分は売買されていないですが、この部分につきましては、本人同士の話し合いの中で、使用することに承認を得ていますので、付け加えさせていただきます。

議長

ありがとうございました。
それでは、これから議案第3号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

6番阿部委員。

阿部委員

議案2号の合意解約と今回の売買での農地の筆数の違いは何ですか。

事務局長

ただ今の阿部委員の質問にお答えいたします。
確かに〇筆違いがございます。合意解約したのは〇筆で、今回売買するのは〇筆になります。その〇筆については、議案16ページの土地の所在の一番下茶内西〇線〇〇番〇、この農地が追加となっています。
こちらについては、賃貸借している当時は、この農地を賃貸借契約に含めないで貸借を行っており、少しだけ農地部分がありますが、本人同士の話し合いによって契約せずに使用していました。
今回売買を行うことになったので、農地部分はきちんと契約して売買したほうが良いのではないかということになり〇筆追加となっております。

議長

ほかに質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第 3 号を採決いたします。お諮りします。

整理番号 1 は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号 1 は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号 2 を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号 2 は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 4 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第 4 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第 6 条第 1 項では、「農地所有適格法人であつて、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされており、農業委員会はその報告に基づき、農地法第 2 条第 3 項で定められている農地所有適格法人としての要件を確認することとされております。

確認すべき要件としましては、1 点目の「形態要件」として、株式会社、有限会社、持分会社または農事組合法人のいずれかに該当しているか、2 点目の「事業要件」として、法人の主たる事業が、農業とその農業に関連する事業であり、そのうちの売上が全体の 50%を超えているか、3 点目の「構成員・議決権要件」として、農業常時従事者、農地提供者、地方公共団体、農協等の構成員の議決権が、総議決権の 2 分の 1 を超えているか、4 点目の「役員要件」として、役員の過半が年間 150 日以上農業に常時従事する構成員で、役員又は重要な使用人のうち、1 人以上が 60 日以上農作業に従事しているかとなっております。

農政係長

議長

(詳細説明するも省略)

各 委 員

議 長

各 委 員

議長

事務局長

本案は、賃貸借による権利の設定１件の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号１は、札幌市中央区北〇条西〇丁目〇番地〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇所有地、対象地は茶内西〇〇線〇〇番、ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇．〇〇㎡で、この土地を茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

農政係長

議長

(詳細説明するも省略)

1 番妹尾委員。

妹 尾 委 員

事務局長

〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんについては、まだ〇月になっていないので〇〇〇〇から連絡は来ていないですが、今回法人化するタイミングで〇〇〇さんとやり取りを行っておりましたので、事前に〇〇さんには〇月になったら買取しなければなりませんと、お話をしております。

議長

各 委 員

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第５号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 5 号は、原案のとおり可決されました。 日程第 1 2 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事 務 局 長	議案第 6 号 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。 農業経営基盤強化促進法第 1 6 条第 1 項及び第 2 項では、「農業委員会は、農用地の所有者からの申出の内容が所有権の移転に係るものであり、かつ、農地中間管理機構を含めた調整において、認定農業者又は認定就農者に対する利用権の設定等が困難な場合であって、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため、農地中間管理機構による買入が特に必要であると認めるときは、市町村の長に対し、農地中間管理機構が買入の協議を行う旨を、農用地の所有者に通知をするよう要請することができる。」とされております。 本案につきましては 2 件の買入協議でございますが、整理番号 1 は、茶内○線○ ○○番地、○○○○氏所有地、整理番号 2 は、茶内○線○○○番地、○○○○氏所有地に係るもので、ともに令和○年○○月○○日付けで所有権移転の申出を受けておりましたが、調整委員により調整した結果、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、ここに町長に対し、農用地の買入協議に係る要請書を提出しようとするものでございます。 以上、提案の理由及びその内容をご説明申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。
農 政 係 長	(詳細説明するも省略)
議 長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 それでは、これから議案第 6 号の質疑を行います。 整理番号 1 について、質疑ありませんか。 1 0 番宮崎委員。
宮 崎 委 員	農用地の買入協議の要請に至る経過書 3 0 ページの作成は農業委員会がするものですか。 4 番に利用関係に当たった者とありますが、市町村と書くのはどうなのかと、5

番に規模拡大意向農家へのあっせんが適当と記載ありますが、基本〇〇さんの農地は、新規就農者の方が入っていると思いますが、それであれば規模拡大という表現が正しいのかどうか確認したい。

事 務 局 長

経過書は、農業委員会が作っています。

利用関係に当たった者は浜中町に、5番は新規就農者へのあっせんが適当と思われますので訂正し提出させていただきます。

議 長

ほかに質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第6号を裁決いたします。お諮りします。

整理番号1は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を裁決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第7号 令和7年度浜中町農業委員会事業計画の策定についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第7号 令和7年度浜中町農業委員会事業計画の策定について、提案の理由をご説明申し上げます。

まず、今年度の事業計画の策定にあたっては、令和5年4月より施行された「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」に基づき、現在市町村で策定されている「人・農地プラン」を見直し、新たに「地域計画」を策定されることに伴い、計画の推進を含めた農業委員会の活動を重点としておりますことをご理解いただきたいと思います。

それでは事業計画の概要について、順にご説明申し上げます。

1ページ目「はじめに」でございますが、現在の世界情勢により直面している今後の農業の動き、全国農業委員会組織の取り組み方等について記載しております。

次に、2ページは、「Ⅰ 地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る運動の推進」として、地域計画の策定に向けた内容を記載しております。

次に、2ページ下段は、「Ⅱ 情報提供活動の一層の強化」ですが、農業委員会の情報提供活動は、農業委員会法第6条第3項第2号に明記されており、この情報提供活動によって、地域の農業者や住民に対し、農業委員会活動や農地制度等の積極的な発信をしていく必要があることから、農業委員会活動の見える化の徹底について記載しております。

次に、3ページは、「Ⅲ 先進地視察研修の実施」及び「Ⅳ 法令に基づく業務」ですが、本年11月に予定しております先進地視察研修と農業委員が法令に基づき行わなければならない必須業務を記載しております。農業委員は、このことを十分認識し、日頃の活動に当たらなければなりません。

次に、4ページ中段から5ページ下段にかけては、「Ⅴ 年間を通じた具体的な取り組み」として、浜中町農業委員会が行う令和7年度の活動を具体的に記載しております。前回の議案で提案しました令和7年度農業委員会予算に適合した事業内容となっております。

以上、令和7年度浜中町農業委員会事業計画の内容について、概略を説明させていただきましたが、本提案は、2月5日開催の第6回農政部会において審議いただき、総会へ提案させていただいておりますことを申し添えいたします。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第7号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第7号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第 7 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 8 号 浜中町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第 8 号 浜中町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定についてご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律の改正法が平成 2 8 年 4 月 1 日に施行され、同法第 6 条第 2 項において、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を図るべく「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な事務として位置付けられました。

また、同法第 7 条第 1 項において、農地等の利用の最適化の推進の公正な実施と各現場での委員の活動の整合性を確保するため、農業委員会は、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を策定し、農業委員の改選に併せて定期的に見直しを行うことが望ましいとされております。

この指針は、遊休農地の解消・担い手への農地利用の集積面積・新規参入者の確保数の数値目標とその目標の達成に向けた具体的な推進の方法を定めるものでございます。また、策定後は同法第 7 条第 3 項の規定により、公表が義務付けされており、ホームページに掲載を予定しています。

なお、この指針は、令和 5 年 4 月 1 日施行の改正農業委員会法を踏まえ、全国農業会議所が内容を修正した指針案を参考として作成していることを申し添えます。

2 ページから 4 ページにかけては、第 2 「具体的な目標、推進方法及び評価方法」ですが、遊休農地の解消目標、担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進について策定しており、具体的な目標については、「最適化活動の目標の設定等」のとおりとしております。

5 ページ目、第 3 「地域計画」の目標を達成するための役割については、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、農業委員会としての役割を設定しております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、概略については農政係長より説明させていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

農 政 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 これから、議案第 8 号の質疑を行います。質疑ありませんか。 1 番妹尾委員。
妹 尾 委 員	管内の農地面積 1 4, 7 0 0 h a、集積面積が 1 4, 9 4 3 h a で 1 0 1 パーセント毎回聞いていると思います、来年度 4 月から補助事業で地域計画に基づいたリース事業の補助も話題になっているが、集積率が 8 0 パーセント以上とか情報が出てきていますが、農地面積と集積面積の説明をお願いします。
事 務 局 長	管内の農地面積は、センサスの面積を用いています、センサスの数値は、農家が調査で申告した農地面積が実際の農地面積より少なく申告されていることにより、集積面積がセンサスの面積を超えているため集積率が 1 0 0 %を超えています。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、議案第 8 号を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 8 号は、原案のとおり可決されました。 日程第 1 5 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。
事 務 局 長	次回総会について、2 月 2 7 日、木曜日、午前 1 0 時 0 0 分からを提案します。
議 長	事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、2 月 2 7 日、木曜日、午前 1 0 時 0 0 分からということでよろしいでしょうか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議がないようなので、次回総会日程については、2 月 2 7 日、木曜日、午前 1 0 時 0 0 分から決定いたしました。 以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これで、第19回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時40分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白 川 英 之

浜中町農業委員会

12番 百 々 栄 二

浜中町農業委員会

1番 妹 尾 伸 二